

見附市選挙管理委員会告示第 25 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における見附市の各投票区の投票所を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定によりそれぞれ次の場所に設けるので、同法第 41 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

投票区	投票所を設ける場所
第 1 投票区	中央公民館中ホール
第 2 投票区	見附小学校体育館
第 3 投票区	本所保育園
第 4 投票区	ネーブルみつけ研修室 1
第 5 投票区	庄川平ふるさとセンター
第 6 投票区	見附第二小学校食堂
第 7 投票区	上北谷小学校体育館
第 8 投票区	田井小学校ランチルーム
第 9 投票区	南中学校体育館
第 10 投票区	わかくさ中央こども園

投票区	投票所を設ける場所
第 11 投票区	葛巻集会所
第 12 投票区	葛巻地区ふるさとセンター
第 13 投票区	柳橋町集会所
第 14 投票区	新潟小学校体育館
第 15 投票区	わかくさキッズルーム
第 16 投票区	今町中学校体育館
第 17 投票区	今町公民館大集会室
第 18 投票区	坂井町公会堂
第 19 投票区	下関町集落開発センター
第 20 投票区	三林町集会所